

地域ケア通信 第1号



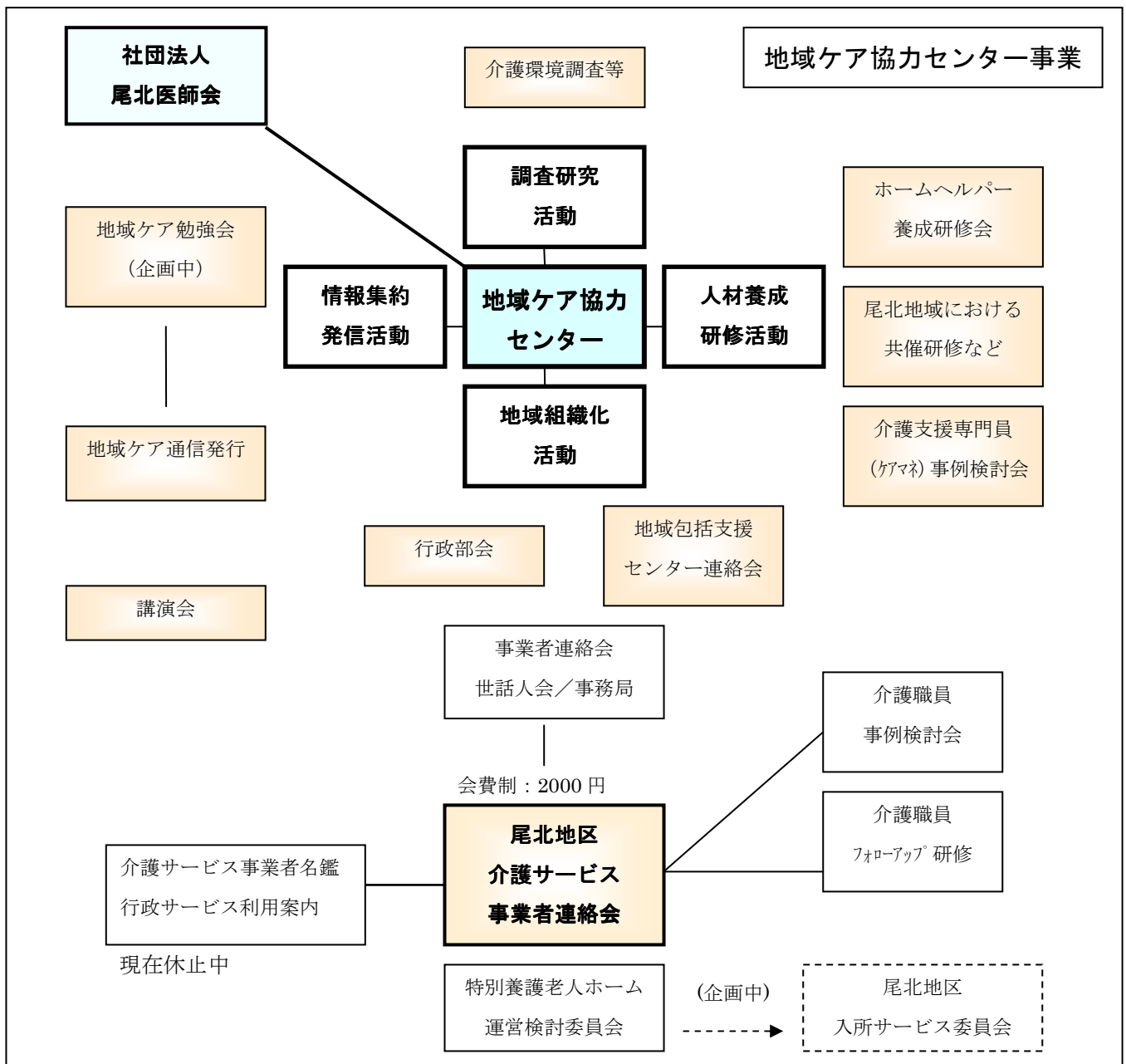
地域ケア協力センター—2007年7月1日

「地域ケア通信」は、保健・医療・福祉（介護）に関する情報を掲載し、尾北医師会地域ケア協力センターが発行するものです。第1号では、尾北医師会地域ケア協力センターについてご紹介した後、現在の保健・医療・福祉関連のトピックス「在宅療養支援診療所について」を掲載したいと考えております。第2号以降は、尾北医師会ホームページへの掲載を予定しています。

地域ケア協力センターとは

尾北医師会地域ケア協力センターは、平成12年度の介護保険制度導入とともに設立された部署です。地域ケア協力センター設立の社会的背景には、誰もが地域でくらし続けるため、保健・医療・福祉サービスが有機的に連携したシステムの構築が求められたこと。様々な介護ニーズに応えられるよう在宅ケアの基盤づくりを進めることが、緊急の課題となったことがあります。

そのため本センターでは、地域ケアに関する調査研究、介護サービスに関する情報提供、関係機関との協力体制の整備、研修活動等を通じて、地域ケアシステムの構築を目指してきました。



地域ケア協力センターの活動

地域ケア協力センターの活動は、大きく分けて4つの活動と、尾北地域介護サービス事業者連絡会の運営に分かれています。4つの活動は、1. 人材養成・研修活動、2. 調査・研究活動、3. 情報集約・発信活動、4. 地域組織化活動です。以下、それぞれの活動と、尾北地区介護サービス事業者連絡会（以下、事業者連絡会という）について説明します。

1. 人材養成・研修活動

人材養成・研修活動は、地域ケア協力センターの中核的な活動であり、これまで最も充実させてきた活動といえます。まず、地域住民向けの研修として「ホームヘルパー養成研修」があります。これは地域のマンパワー養成として平成13年度から6年間の実績（239名修了）があり、今年度も40名の定員で研修を実施する予定（6月27日～10月17日）です。修了後は尾北地域内での就職や地域でのボランティア活動、家族介護に活用されており、修了生アンケートやインタビュー調査からも研修会への満足度も高いことがうかがえました。さらに、講師を地域の事業所や行政職員、尾北看護学校の教員に依頼しており、より地域に根付き実践に即した講義・演習を実施することができています。実習施設についても、尾北管内施設の多くが受入を承諾していただいております。研修生は県内でも非常にめぐまれた環境で学習できているといえます。現在は県内でもヘルパー養成研修会の実施を見送る事業者が増える中、質の高い教育を継続的に、より参加しやすい状況で提供しているといえます。

専門職向けの研修としては、「介護支援専門員（ケアマネジャー）事例検討会」が位置づけられ、これまで6年間実施してきました。参加者は昨年度まで年々増え続け、約80名にも上りました。介護支援専門員事例検討会の参加対象は、原則居宅介護支援事業所とした上で、行政職員や在宅介護支援センターの職員、地域包括支援センターの職員にも参加を呼びかけ、地域における総合的な支援の方向を検討できるよう心がけグループを編成しています。さらに、平成18年度には介護職員を対象にした事例検討会（事業者連絡会事業）も実施しました。このような事例検討会は、参加者にとって①事例検討を通して個々人の援助能力を高めるだけでなく、②参加者同士の交流の場、③情報交換の場にもなっています。

年度末には1年間で検討された事例のうち、利用者及び事業所の了承が得られた事例については『事例集』への掲載をお願いします。年間の提出事例の傾向分析、事例の困難要因の抽出・分析等をあわせて発行しています。『事例集』は、医師会会員（A会員）、事例検討会参加ケアマネジャーのうち希望者、その他管内行政職員に配布しています。

その他、介護職員に対するフォローアップ研修（事業者連絡会）や、管内の事業所等との共催による研修会を開催（平成18年度は昭和病院と共催で「ストーマケア研修」を開催）し、地域における専門職のバックアップ、フォローアップを積極的に行ってきました。

2. 調査・研究活動

調査・研究活動は、これまで地域ケアの独自事業として実施・展開してきました。主な目的は、地域の実態や課題を様々な角度から明らかにし、今後の地域ケアの方向性を導き出すことです。

平成13年度には日本福祉大学福祉社会開発研究所との協働（調査委託）で「3市2町介護サービス利用者調査」を実施。管内+岩倉市の3市2町の比較をふまえ、介護保険給付分析ソフトを活用して分析を行いました。平成15年度・16年度には日本福祉大学野口定久研究室との協働で「介護環境エコマップ調査」を江南市、大口町、岩倉市にご協力いただき実現しました。ここでは、大学生が地域の高齢者の方々のお宅に訪問し、その方の生活実態や介護状況をお聞きする調査を行いました。調査に

ご協力いただいた高齢者は江南市 35 名、大口町 24 名、岩倉市 65 名（計 124 名）にのぼり、その調査結果から、高齢者を地域で住み続けるための条件や、それを支えるための方策を導き出しました。その他、平成 15 年度には日本福祉大学大学院生とともに扶桑町・大口町にお住まいの障害者や住民（約 1000 名ずつ）の方々にご協力いただき、実態調査と意識調査（アンケート調査）を実施しました。調査結果からは、両町共通の課題とそれぞれの課題が明確になり、町の障害者福祉計画の調査データで採用される等、今後の障害者福祉行政の方向性の一助にもなりました。

平成 17 年度・18 年度は、これまで介護支援専門員事例検討会で検討されてきた事例を分析することを中心に活動を展開してきました。平成 17 年度は**困難事例の困難要因の抽出・分析**、平成 18 年度は**認知症高齢者に対する事例の分析**を行いました。今後も地域の実態調査に積極的に取り組み、それに基づいた地域ケアの方向性を少しでも提示できればと考えています。

3. 情報集約・発信活動

情報集約・発信活動は、広域を範囲とし、中立公平性が担保された地域ケア協力センターの特色を活かした活動であるといえます。具体的には、年に 2 回の**講演会**の開催や**行政サービス利用案内**の作成、**介護サービス事業者名鑑**の作成・配布があります。

講演会は例年 9 月と 3 月の 2 回開催してきました。講演テーマも、時事的なテーマをとりあげリアルタイムな情報提供に努めてきました。設立当初は地域ケアの方向性を示すようなテーマが多くみられましたが、近年は関連制度の改正や権利擁護、メンタルヘルスをテーマとしてとりあげています。講演会では、約 80～100 名の方が参加されます。参加者は主に介護サービス事業に従事されている方です。さらに、今年度からはこのような大々的な講演会だけでなく、地域ケア協力センターからの身近な医療・福祉の関連情報を発信するため、『**地域ケア通信**』を発行します。「地域ケア通信」では、保健・医療・福祉（介護）に関するトピックスをとりあげ、さらに尾北地区の主に福祉・介護サービス状況をお伝えしていきたいと考えています。今回がその第 1 号となります。

また、地域ケア協力センターでは設立当初から“事業所間のネットワークの構築”のため、行政サービス利用案内と介護サービス事業者名鑑の発行を進めてきました。しかし、平成 14 年度からは事業者連絡会活動に位置づけられ、更に国の進める情報開示や個人情報保護等の流れから、現在は事業を休止している状況です。しかし、介護サービス事業所等からの再開の要望もありますので、今後も何らかの形で尾北地域の介護情報を集約し、発信することを検討したいと考えています。

4. 地域組織化活動

地域組織化活動は、地域ケアを発展させていく上で重要な意味を持ちます。地域ケアの向上は、単に地域ケア協力センター活動が充実するだけではなく、尾北地域におけるケアの担い手や住民主体の活動が実施されてこそ発展すると考えられます。そのため、地域ケア協力センターでは、行政の高齢者福祉担当課とともに**行政部会**を構成し会を重ねてまいりました。今年度からは管内 2 市 2 町に岩倉市を加え、尾北地区の**地域包括支援センター連絡会**を立ち上げました。地域包括支援センターは、平成 18 年度の介護保険制度改正に伴い設立されたセンターで、地域における①総合相談、②ケアマネジメント支援、③介護予防マネジメントを役割としています。ただ設置・運営は各市町に判断が任されているため、管内でも、運営主体が異なり体制もバラバラの状況といえます。そこで、尾北地域全体の地域ケアの向上、その為の情報交換の場として地域包括支援センター連絡会を立ち上げました。

この他の地域組織化活動としては、「**尾北地区介護サービス事業者連絡会**」がありますが、この後に説明したいと思います。



5. 尾北地区介護サービス事業者連絡会

尾北地区介護サービス事業者連絡会は、平成 14 年度に、尾北医師会地域ケア協力センター事業から情報関連事業が発展的に独立して組織された任意の会員（会費 2,000 円）組織です。事業者連絡会の目的は、「介護保険制度に関する最新の情報を共有し、指定事業者として良質なサービスの提供を行うとともに、利用者の立場に立った質の高い情報を共有するための方策を、研究・実施することによって、要介護・要援護高齢者が地域で自立した生活を送れるようサービスの向上を目指すこと」です。平成 18 年度末までの加入団体は 75 団体でしたが、今年度の規約改正に伴い法人単位での加入となった為、会員数は 50 法人程度になる予定です。現在の課題としては、地域ケア協力センター事業との混雑が指摘されるため、今後の活動を検討する時期に来ているといえます。そのため 19 年度は、連絡会内の協議組織である世話人会とともにこれまでの事業評価と今後の運営方針について見直しを行う予定です。これまでの事業者連絡会事業は、①総会及び総会時研修会の開催、②特別養護老人ホーム運営検討委員会の開催（平成 14 年度～今後はその他の入所施設も含めた会に編成）、③介護職員フォローアップ研修の開催（平成 15 年度～）、④介護職員事例検討会の開催（平成 18 年度～）、⑤尾北地区介護サービス事業者名鑑の作成・配布、3 市 2 町行政サービス利用案内の作成（現在休止中）です。

トピックス 在宅療養支援診療所について

現在国は医療政策の方向性として、①地域における医療機能の明確化や機能分化・連携・情報開示・IT の活用の促進、②総合的な医師確保対策の促進、③開業医の役割の重視と総合的な診療に対応できる医師の養成・確保、④在宅医療など高齢者の生活を支援する医療の推進を掲げています。

その中でも③開業医の役割の重視…では開業医に今後期待される役割のひとつとして「在宅療養支援診療所としてグループによる対応も含め 24 時間体制での対応を行う。」という文章があります。この在宅療養支援診療所について今回とりあげたいと思います。

在宅療養支援診療所は、平成 18 年度の医療保険制度の改正により新しく設置され、これからの在宅ケアと在宅医療の中心的役割を担う診療所とされています。在宅療養支援診療所の要件は、以下の通りです。

1. 保険医療機関たる診療所であること
2. 当該診療所において、24 時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
3. 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24 時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
4. 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24 時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
5. 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
6. 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携していること
7. 当該診療所における在宅看取り数を報告すること等です。

（厚生労働省「平成 18 年度診療報酬改訂における主要改訂項目について」参照）

在宅療養支援診療所は、2007 年 7 月 1 日現在全国に 9508 件あり、愛知県内にも 402 件あります。また、尾北医師会管内にも 13 件あります（WAM-NET）。ただ、福岡県医師会の調査では、在宅療養支援診療所に届け出をしていない診療所の約 70%が「24 時間往診可能な体制がとれない」と回答をしたことが明らかになっていました。地域医療の大変重要な役割であるとはいえ、まだまだ課題は多いといえます。

次回の地域ケア通信テーマは、「尾北地域の福祉・介護サービス状況について」です。

地域ケア通信 第 1 号

2007 年 7 月 1 日 発行

発行所 尾北医師会 地域ケア協力センター

事務局 愛知県丹羽郡大口町下小口 6 丁目 122-2